

一般傍聴者の方々へ

淀川管内河川保全利用委員会 事務局

※ 37.5 度以上の熱がある場合、体調不良（だるい、せきが出るなど）の場合は、会議の傍聴はお断りします

会場からの意見発表にあたってのお願い

本日は、一般傍聴者の方からの発言の時間を設ける予定ですので、審議中のご発言はご遠慮願います。（時間に余裕のない場合、意見聴取の時間を割愛することもありますのでご了承ください。）

公開の原則に基づき、ご発言の内容については議事録を作成し、公開する予定です。

会議中は、議事録作成のため、マイクを通しての録音を行っています。

発言される際は、下記注意事項をご確認のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。

【ご意見の発表にあたってのお願い】

- ・ 意見の発表にあたっては、「①お名前」を述べていただいてから、「②ご意見の発表」の順でお願いいたします。
- ・ 会場係がマイクをお持ちしてから、必ずマイクを通して、発言してください。
- ・ お一人のご発言は2分程度とさせていただきます。
- ・ 委員会の運営上、ご質問に対してお答えをしかねる場合がございます。ご了承ください。
- ・ 会議の円滑な進行にご協力下さい。

淀川管内河川保全利用委員会傍聴要領

1 傍聴者の定員

淀川管内河川保全利用委員会の会議の傍聴者の定員は原則として50人とします。

2 傍聴を希望される場合の手続

会議日時・場所が決まり次第、河川保全利用委員会が運営するホームページ等で傍聴者を募集します。傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定の上、入場していただきます。

傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の10分前までに来場してください。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入場していただくことができません。

3 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなったときは、会議を途中で非公開とする場合があります。